

山梨県公報

第二百四十三号

令和三年

十二月二日

木曜日

目次

公 告

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………五八五

公 告

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和三年十二月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 笛吹市境川町石橋字道光千二百二十五番一、千二百二十九番一、千二百二十九番五、千二百三十三番一、千二百三十三番五、千二百三十八番一、千二百三十八番二、千二百四十一番一、千二百四十一番七、千二百四十四番一、千二百四十四番二、千二百四十六番一、千二百四十六番二、千二百四十七番一、千二百四十七番二、千二百四十八番一、千二百四十八番二及び水の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峽東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 笛吹市八代町南二百四十九番地十二 株式会社 KFKファクトリー 代表取締役 川口正人

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番